

2025年日本国際博覧会開催に向けた広報発信コンテンツ制作業務委託に係る提案公募要領

1 業務名

2025年日本国際博覧会開催に向けた広報発信コンテンツ制作業務

(1) 業務の趣旨・目的

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会(以下「協会」という。)は、万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」、サブテーマである「いのちを救う」「いのちに力を与える」「いのちをつなぐ」を活かして、万博開催から終了までの提供価値を高め、ブランディングを強化し、ブランドタグライン等、各種広報発信コンテンツを制作、それらをPRすることで、万博への来場促進につながる機運醸成を目的とする。

(2) 業務概要

別添「仕様書」のとおり

(3) 委託上限額

60,000千円(消費税及び地方消費税を含む)

2 スケジュール

2023年6月30日(金)	公募開始
2023年7月7日(金)	質問書締切
2023年7月14日(金)	質問書回答
2023年7月21日(金)	提案書類提出締切
2023年7月下旬(予定)	選定委員会・プレゼンテーション
2023年7月下旬(予定)	選定結果の公表
2023年8月上旬(予定)	契約締結
2023年8月～10月	制作
2023年10月上旬	納品
	※ただし、素材によっては協会との協議の上、変更する可能性もある。
2024年4月30日(火)	業務終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件を全て満たす企業・団体又は複数の企業・団体による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。なお、共同企業体で参加する企業・団体にあつては、構成員全員が該当すること。(※(1)は共同企業体として有していれば条件を満たすものとする。)なお、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 過去直近3年間において、国、地方公共団体のいずれかと、広告宣伝等の業務を履行した実績があること。

(2) 次の①から③までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない企業・団体
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない企業・団体
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる企業・団体
- (3) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (5) 経済産業省又は大阪府もしくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。
- (6) 前項に掲げる企業・団体に類するものとして代表理事が認めた者でないこと。

4 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の応募手続等は、以下のとおり。「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

- (1) 公募要領の配布及び応募書類の受付
 - ① 配布期間
2023年6月30日(金)から2023年7月21日(金)まで
 - ② 配布方法
協会ホームページからダウンロードで配布(郵送による配布は行わない)。
(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)
 - ③ 受付期間
2023年6月30日(金)から2023年7月21日(金)まで
 - ④ 提出先
公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 機運醸成局 企画部 事業推進課
住 所:大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階
電話番号:06-6625-8659
 - ⑤ 提出方法
下記の宛先へ郵送により提出すること。
2023年7月21日(金)までの消印があるものを有効とする。また、提出の際は、郵送と合わせて必ず受付期間中に電子メールで応募書類全てのデータを送信すること。
(送信先:contentseisaku@expo2025.or.jp)
 - ⑥ 費用の負担
応募に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。なお、副本については企業名、社

章等応募者が特定できる内容の記入を削除すること。

【応募時に必要な書類】

- ① 応募申込書(様式1:原本1部)
- ② 企画提案書
 - (ア)企画提案書(様式自由 A4用紙横向き最大 20 ページ(表紙・目次を除いて):原本1部、副本10部、副本の電子媒体)
 - (イ)積算内訳表(様式2:原本1部、副本10部)
- ③ 事業実績申告書(様式3:原本1部、副本10部)
※公募参加資格(1)の履行実績を記載すること。
- ④ 共同企業体で参加の場合
 - (ア)共同企業体届出書(様式4:原本1部)
 - (イ)共同企業体協定書(写し)(様式5:原本1部)
- ⑤ 持続可能性の確保に向けた取組状況について(チェックシート)(様式6:原本1部)

【選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類(契約候補者のみ提出すること)】

- ① 定款又は寄付行為の写し(1部)(原本証明すること。)
- ② (ア)法人登記簿謄本(1部)
 - ・法人の場合に提出すること
 - ・発行日から3か月以内のもの(イ)本籍地の市区町村が発行する身分証明書(1部)
 - ・個人の場合に提出すること
 - ・発行日から3か月以内のもの
 - ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの(ウ)法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明(1部)
 - ・個人の場合に提出すること
 - ・発行日から3か月以内のもの
 - ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ③ 納税証明書(各1部)(未納がないことの証明:発行日から3か月以内のもの)
 - (ア)本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税(全税目)の納税証明書
 - (イ)税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ④ 財務諸表の写し(1部:最近1か年のもの、半期決算の場合は2期分)
 - (ア)貸借対照表
 - (イ)損益計算書
 - (ウ)株主資本等変動計算書
- ⑤ 使用印鑑届(様式7:原本1部)
- ⑥ 持続可能性の確保に向けた誓約書(様式8:原本1部)
- ⑦ 誓約書(元請用)(様式9:原本1部)

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(5) その他

- ① 応募は1者1提案とすること(共同企業体構成員として参加する場合を含む)。
- ② 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出すること。
応募書類は紙(企画提案書は副本のみ)で提出すること。
- ③ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。
記入例>「2025年日本国際博覧会開催に向けた広報発信コンテンツ制作業務」提案書
株式会社〇〇(法人名)
- ④ 書類提出後の差し替えは認めない(協会が補正等を求める場合を除く)。
- ⑤ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

5 説明会

実施しない

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から2023年7月7日(金)17時まで

(2) 提出方法

電子メールアドレス(contentseisaku@expo2025.or.jp)で受け付ける。

※「件名」の始めに「【質問】2025年日本国際博覧会開催に向けた広報発信コンテンツ制作業務」と明記し、質問内容を「質問票」(様式10)に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話、FAXによる問い合わせは受け付けない。

質問への回答は、2023年7月14日(金)までに協会ホームページ【2025年日本国際博覧会開催に向けた広報発信コンテンツ制作業務の企画提案公募について】に掲載する。

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

7 審査の方法

(1) 審査方法

- ① (2)の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定する。
- ② 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行う。プレゼンテーション審査の日時、場所及び方法は、事前に通知を行う。
- ③ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点未満の場合は採択しない。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。
- ④ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
(1) タグライン	・万博の提供価値を端的、かつ的確に伝え、広く一般来場者の皆様にわかりやすく表したシンプルかつ魅力的なフレーズになっているか。	20点
(2) キャッチコピー	・前売り段階からの入場券の販売促進に有効なものになっているか。 ・広く一般層にもわかりやすく伝わるものになっているか。	
(3) キービジュアル	・万博が持つ価値、ワクワク感が広く一般層にも伝わるとともに、前売り段階からの入場券の販売促進に有効なビジュアルとなっているか。	20点
(4) 各種ビジュアル	・クリエイターの実績等、国際イベントとして国内外に向けて発信する万博のビジュアルに相応しい、信頼のおけるビジュアルクオリティを期待できるか。	
(5) チケット販売用プロモーションムービー	・万博が持つ価値、ワクワク感が広く一般層にも伝わるとともに、前売り段階からの入場券の販売促進に寄与する有効なコンテンツとなっているか。	15点
(6) 映画館劇場上映用マナー映像	・クリエイターの実績等、国際イベントとして国内外に向けて発信する万博のコンテンツに相応しい、信頼のおけるクオリティを期待できるか。	
(7) プロモーション用アウトプット	・制作するコンテンツは、万博の魅力を広く一般層に伝えられ、入場券の販売に繋がるものになると期待できるか。 ・コンテンツの制作チームの実績は、国際イベントとして国内外に向けて発信する万博のコンテンツとして、十分なクオリティを期待できるか。 ・突発的に発生する可能性のある制作物に対して、柔軟な対応が期待できるか。	15点
(8) クリエイティブディレクション体制	・多種に渡るクリエイティブ・コンテンツのクオリティ管理の実績、チーム体制を含めて、円滑な制作進行管理が期待できる体制になっているか。	10点
価格点	○価格点の算定式 満点(20点)×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格	20点

合 計	100 点
-----	-------

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【2025 年日本国際博覧会 開催に向けた広報発信コンテンツ制作業務の企画提案公募について】において公表する。

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

- ① 最優秀提案事業者(名称・評価点・提案金額)
- ② 全提案事業者の名称 ※50 音順
- ③ 全提案事業者の評価点 ※得点順(応募者が 2 者であった場合の次点者の得点は公表しない。)
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 ※講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとする。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で契約を締結する。なお、協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Lightサービス」による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、落札者に対し、協会から案内する。
- (2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議していただき、この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約金額の支払いについては、受託事業者から提出された業務完了報告について、協会が検査を実施し、その検査に合格することを条件とする。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書(様式9)を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。
- (5) 契約に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書(様式8)を提出すること。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (7) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。

- (8) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない(現金に代えて納付される証券を含む。)
- (9)前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ① 契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ② 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和 22 年4月 30 日 勅令第 165 号)第 100 条の3第2号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - ③ 契約の相手方が、過去2年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

9. 持続可能性の確保

- (1) 採用者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い 持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢 が定着するよう働きかけるものとする。
- (2) 採用者は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」(以下「調達コード」という。)の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。
(https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/220630_procurement_code.pdf)
- (3) 採用者は、協会が採用者におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。
- (4) 採用者は、協会が採用者による調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、採用者が協力が支障のあることについて正当な理由を有するとき、この限りではない。
- (5)協会が採用者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、採用者は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

10 その他

- (1)応募提案に当たっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。
- (2)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)等を遵守すること。
- (3)本公募に係る応募提案手続きについて協会と参加者との間で用いる言語は、日本語とする。